

桑名市教育委員会告示第8号

桑名市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱を次のように定める。

令和6年3月27日

桑名市教育委員会教育長 加藤 眞毅

桑名市立学校の教育職員が地域クラブ活動に報酬を得て従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、桑名市の教育職員(以下「職員」という。)が休日の部活動の地域移行により、地域クラブ活動に報酬を得て従事しようとする場合において、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条に基づく兼職兼業を許可しようとする際の判断基準等について必要な事項を定めるものとする。

(従事の申請)

第2条 地域クラブ活動に報酬を得て従事しようとする職員は、兼職・兼業願(様式第1号)及び従事内容が確認できる資料を学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、申請内容の確認及び職員からの聴き取り等により、次条各号に掲げる判断基準を全て満たすと確認した場合は、副申書(様式第2号)により、教育委員会に副申をしなければならない。

(従事の許可)

第3条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる判断基準を全て満たすと認めるときは、学校長及び申請職員に許可を通知するものとする。

- (1) 学校や職員の本務に支障がないこと。
- (2) 要望や同調圧力などにより、本人の意思に反した申請が行われていないこと。
- (3) 時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計が、単月100時間未満又は複数月平均80時間以内となることが見込まれること。
- (4) 前号で規定する時間数の範囲内であっても、申請職員の心身の健康の確保に支障をきたすおそれがないこと。
- (5) 指揮命令系統、活動内容等が、学校の業務と区分けされていること。
- (6) 従事内容や雇用形態、報酬の多寡等の態様が社会通念上適当であること。
- (7) 事故等に備えて、地域団体及び職員において適切な保険に加入していること。
- (8) 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」を遵守していること。

(許可後の労働時間の把握)

第4条 学校長は、地域クラブ活動における指導に従事する職員に、地域クラブ活動従事に係る従事時間等報告書(様式第3号)の提出を従事した月の翌月5日までに求め、地域クラブ活動での従事時間を把握し、時間外在校等時間と地域クラブ活動での従事時間の合計を把握した上で、必要に応じて対話を行うなど職員の健康管理に努めなければならない。

2 学校長は、前項の規定により職員から提出された地域クラブ活動従事に係る従事時間等報告書の写しを翌月10日までに教育委員会に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、原則として当該許可を取り消すものとする。

- (1) 時間外在校等時間と地域クラブ活動での従事時間の合計が、単月100時間又は複数月平均80時間を超えたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、許可後に第3条各号に掲げる判断基準に合致していないことが認められたとき。
- (3) 学校や教職員への信用失墜につながる行為が認められたとき。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）桑名市教育委員会

学校名
職・氏名

兼 職 ・ 兼 業 願

私は、次のように兼職・兼業したいので、承認願います。

記

- 1 兼職・兼業先
- 2 兼職・兼業名
- 3 兼職・兼業の内容
- 4 兼職・兼業の従事日、従事時間、従事内容、週当たり担当時間数
- 5 兼職・兼業期間
- 6 手 当

様式第2号（第2条関係）

（宛先）桑名市教育委員会

学校名
職・氏名

副 申 書

次の者から下記（もしくは別紙）のとおり、兼職・兼業の願い出がありましたので、必要事項を具して副申します。

記

- 1 名前
- 2 兼職・兼業先
- 3 兼職・兼業名
- 4 兼職・兼業の内容
- 5 兼職・兼業の従事日、従事時間、従事内容
- 6 兼職・兼業期間
- 7 手 当
- 8 勤務形態

※チェックリストについても添付を行うこと

地域クラブ活動従事に係る従事時間等報告書

学校名

職・氏前

- 1 申請者は従事期間中における地域クラブ活動への従事時間等の実績を月毎に記入し、翌月5日までに本様式をもって校長に報告すること。なお、従事時間等は正確に記載し、過少申告等は絶対に行わないこと。
- 2 校長は、翌月10日までに教育委員会に提出すること。
- 3 時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計が、単月100時間、複数月平均80時間を超えた場合は、許可を取り消すこととなるので十分留意すること。
- 4 時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計が、単月で45時間を超えた段階において、時間外在校等時間の上限として規則等で定めていることから、心身の健康の確保に支障をきたすと認められた場合は、許可を取り消すこととなるので十分留意すること。

月	従事時間等実績				校長確認
	地域クラブ活動 従事時間	時間外在校等時間	単月合計	複数月平均 ※複数月の考え方について は、Q&AのQ2を参照	
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					